

八千代市貸切バス事業者事業持続支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光需要の低迷等により、貸切バス事業者が経営に深刻な影響を受けていることから、本市の観光推進の一環として、貸切バス事業者に対し、貸切バス事業者事業持続支援金（以下「支援金」という。）の支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて、一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）の事業を営む者（観光に関する事業を取り扱っていない者を除く。）をいう。
- (2) 貸切バス車両 貸切バス事業者が一般貸切旅客自動車運送事業に供するために市内の営業所に配置する車両をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる貸切バス事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年10月1日時点において、市内で一般貸切旅客自動車運送事業を営んでおり、かつ、貸切バス車両を5台以上保有していること。
- (2) 本市において一般貸切旅客自動車運送事業を継続する意思があること。
- (3) 令和4年4月から同年9月までの各月のうち、3年前の同月と比較して1月の売上げが概ね30パーセント以上減少した月があること。

2 前項の規定にかかわらず、支援金の支給を受けようとする貸切バス事業者の代表者及び役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の支給対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号の暴力団員に該当する場合
- (2) 次のいずれかの行為を現にしており、又はいずれかの行為をした場合

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図り、又は他人に損害を加える目的で法に規定する暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（以下「暴力団等」をいう。）を利用する行為

イ 売買契約、請負契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等を含む。）が暴力団等であることを知りながら当該契約を締結する行為

ウ 暴力団等の活動を助長し、又は暴力団等の運営に資することとなることを知りながら、暴力団等又は暴力団等が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれに準ずる行為

(3) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している場合（前号を除く。）
（支援金の額及び支給回数）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に定める1台当たりの支援金単価に当該各号に掲げる車両の区分に該当する貸切バス車両の台数を乗じて得た額（以下「車両区分別支援金額」という。）とし、車両区分別支援金額が複数ある場合は、これらを合計した額とする。

- (1) 大型車 1台につき40万円
- (2) 中型車 1台につき20万円
- (3) 小型車 1台につき10万円

2 支援金の支給回数は、1事業者につき、1回限りとする。

（支給申請及び支払請求）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、令和4年12月23日までに八千代市貸切バス事業者事業持続支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 道路運送法第4条の許可を受けたことを証する書類の写し
- (2) 令和4年10月1日時点における貸切バス車両の台数を確認できる書類の写し
- (3) 貸切バス車両の自動車検査証の写し
- (4) 比較対象月（売上げが概ね30パーセント以上減少したことを確認するために用いる、令和4年4月から同年9月までの任意の1月及び3年前の同月をいう。）の売上げが記載された売上台帳等の写し

(5) 誓約書

(6) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、支援金の支給の可否を八千代市貸切バス事業者事業持続支援金支給決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給を決定した場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、条件を付することができる。

(支給方法)

第7条 市長は、支援金の支給について、第5条の規定による申請を、前条に規定する審査を経て支援金を支給することを決定したことを停止条件とする支援金の支給の請求とみなして、申請者の指定する振込先に、同条の規定により決定された支給決定額分の金銭を振り込むことにより行うものとする。

(支給の決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しに関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月17日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要

領に基づき支援金の支給の決定を受けた者に係る支給の決定の取消し及び支援金の全部又は一部の返還命令については、第8条の規定は、この要領の失効する日後も、なおその効力を有する。